

健康・保健

11月 親と子の楽しい食育教室

食事は、心と体の栄養です。健康な体を作るには、毎日の食事がとても大切になります。親子で参加し、楽しく作っておいしく食べましょう。

とき 11月28日(土)午前10時～午後1時

ところ 保健福祉センター3階調理実習室

講師 食生活改善推進員

対象 市内在住の幼児・小学生とその保護者

定員 15組30人(定員になり次第締め切り)

参加費 保護者500円、子ども200円

申し込み 電話、または直接健康課保健係(保健福祉センター内)へ

問い合わせ 健康課保健係(保健福祉センター内)☎内線76203へ



～10月 特定健診

特定健診は、生活習慣病リスクを高めるメタボリックシンドロームに着目した健診です。

心臓病や脳卒中といった命に関わる深刻な病気を防ぐため、改善が必要な人には特定保健指導「減(へ)る(ル)脂(シ)い(一)教室」を行います。年に1度、各実施医療機関で必ず受診しましょう。

対象 40歳から74歳までの国民健康保険加入者

※本年度中の人間ドック受診者は対象外

受診期限 10月31日(土)

問い合わせ 健康課予防係(保健福祉センター内)☎内線76207へ

介護予防

12月～3月 かくしゃく教室冬コース

開催日程

期間	曜日	対象区域	会場
12/11～3/18	金	沼田南・沼田東・白沢中学校区	内田病院
12/9～3/23	水	沼田西・薄根中学校区	花の苑
12/17～3/24	木	沼田中・池田中学校区	ききょうの里
12/10～3/24	木	利根中・多那中学校区	菜の花館園原

※全14回。週1回(午後)、中学校区単位で開催します

対象 65歳以上で介護保険の認定を受けていない人のうち、次の3項目以上に該当する人

①階段を昇るときに手すりや壁を使う

②椅子に座った状態から立ち上がるとき、何かにつかまる

③15分くらい続けて歩いていない

④この1年間に転んだことがある

⑤転倒に対する不安が大きい

※申し込み後に担当者が訪問します

定員 各会場15人程度

参加費 無料

その他 送迎有り

問い合わせ 高齢福祉課介護予防係(東原庁舎内)☎内線77272へ



11月～3月 冬期間限定ダンベル教室

冬に体力や筋力を低下させないための教室です。楽しみながら丈夫な体作りをしたい人は、ぜひ、ご参加ください。

とき 11月6日から3月25日までの金曜日、午前10時～11時30分(全15回)

ところ 利根保健福祉センター機能訓練室

内容 ダンベル健康体操、健脳体操など

定員 20人

問い合わせ 高齢福祉課介護予防係(東原庁舎内)☎内線77272へ

消防団の点検

消防団員と消防団車両が集合し、姿勢や服装、機械器具の点検、ラッパ隊の点検をはじめ、部隊や各個訓練、ポンプ操法、分列行進などさまざまな訓練が展開されます。中継送水・放水訓練では色水が放水され、大変見応えがあります。

消防団員は、仕事を持ちながら火災予防や教育訓練活動を行い、火災や風水害が発生したときには、いち早く出動し、被害の軽減に努めるなど、市民の安心・安全を守るため、幅広い活動に取り組んでいます。

とき 10月18日(日)午後1時30分

ところ 沼田公園グラウンド
問い合わせ 防災対策課消防係☎内線3363へ



市民意見(パブリックコメント)を募集します

市議会が制定を予定している「沼田市議会基本条例(案)」について、意見を募集します。条例案は市ホームページで公開のほか、議会事務局でも資料提供します。

書式は自由です。意見、住所、氏名を記入し持参、郵送、ファクス(☎6333)、または電子メールで提出してください。

提出締切 10月30日(金)必着

問い合わせ 議会事務局☎内線3342へ



貸し手と借り手間で該当の農地について契約期間や賃借料などを決定

利用権設定用紙に記入・押印

農地流動化推進員、または地元の農業委員へ届け出

農地の貸し借り

は安心して適正な利用権設定で

場合は更新が必要です。

問い合わせ 農業委員会事務局☎内線3241へ

秋の市内一斉清掃・道路愛護運動を行います

道路、河川などに放置されたごみや道路にはみ出した植木などは、環境美化を妨げ交通事故の原因ともなります。

美しい環境と安全な道路交通を守るために皆様のご協力をお願いします。

統一実施日 10月18日(日)(雨天決行)

問い合わせ

市内一斉清掃 各町の区長、環境保健支部長、環境課廃棄物係☎内線77373へ

道路愛護運動 建設課管理係☎内線4213へ

◆白沢町 各区長、白沢支所地域係☎内線78135へ

◆利根町 各区長、利根支所地域係☎内線78239へ



幹線道路に面した建物の調査を行います

安心・安全な街づくりのため、災害時に通行を確保する道路に面した一定基準に該当する建物の調査を行います。(緊急輸送道路沿道建築物調査)

市の腕章を付けた調査員が該当の建物を調査し、必要に応じ外観を写真撮影し高さを測量します。

とき 10月1日(木)～来年3月10日(木)

委託先 玉野総合コンサルタント株式会社

問い合わせ 建設課建築指導係☎内線4216へ

地域森林計画の対象となっている民有林(保安林は除く)内で立木を伐採する場合には、森林法に基づいて市へ伐採および伐採後の造林届出が義務付けられています。

分に発揮させることができます。この届け出は、伐採や伐採後の造林に関する事項を確認するため、伐採の90日から30日前までに、農林課農林振興係へ提出してください。

問い合わせ 農林課農林振興係☎内線3236へ

森林の土地の所有権移転などの事前届け出制度

森林の土地の所有権移転などが行われる場合は、事前届け出が必要です。

届け出対象 森林の土地売買などをを行う場合

届け出期限 契約締結予定日の30日前までに知事に届け出

問い合わせ 利根沼田環境森林事務所☎4481、県林政課☎027(226)3216へ

